

周南市介護老人保健施設使用料手数料条例の一部を改正する条例制定について  
の専決処分を報告し、承認を求めることについて

周南市介護老人保健施設使用料手数料条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、市議会に報告し、承認を求める。

平成28年6月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

(別 紙)

## 専 決 処 分 書

周南市条例第32号の2

平成28年3月29日

周南市介護老人保健施設使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市介護老人保健施設使用料手数料条例の一部を改正する条例

周南市介護老人保健施設使用料手数料条例（平成16年周南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

個室	特定入所者以外	2,110円
ユニット型個室	特定入所者	1,970円
ユニット型準個室	〃	1,640円
従来型個室	〃	1,640円

」

を

「

個室	特定入所者	1,640円
	特定入所者以外	2,110円

」

に改め、同表備考中「第51条の2第1項に掲げる者」を「第51条の3第1項に規定する特定介護サービス及び同法第61条の3第1項に規定する特定介護予防サービスを受けた者」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市介護老人保健施設使用料手数料条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
区分	対象	金額（1日につき）	区分	対象	金額（1日につき）
個室	特定入所者以外	2,110円	個室	特定入所者	1,640円
				特定入所者以外	2,110円
	ユニット型個室	特定入所者	1,970円	(略)	
	ユニット型準個室	〃	1,640円		
従来型個室	〃	1,640円			
(略)					
備考 この表において「特定入所者」とは、介護保険法第51条の2第1項に掲げる者をいう。			備考 この表において「特定入所者」とは、介護保険法第51条の3第1項に規定する特定介護サービス及び同法第61条の3第1項に規定する特定介護予防サービスを受けた者をいう。		